

お宅の水道料金は・・・

水 道 料 金（1ヶ月分）

口 径 別	料 金			
	基 本 料 金		超過料金	消費税
	基本水量	料 金（A）	（B）m ³	
13mm	10m ³	1,500円	150円	(A+B)×10%
20mm	10m ³	1,950円	150円	(A+B)×10%
25mm	10m ³	2,550円	150円	(A+B)×10%
30mm	10m ³	3,150円	150円	(A+B)×10%
40mm	10m ³	4,500円	150円	(A+B)×10%
50mm	10m ³	7,500円	150円	(A+B)×10%
75mm	10m ³	10,500円	150円	(A+B)×10%
特殊用	1m ³ あたり 300円×消費税（10%）			
維持管理費	閉 栓 時（税込み） 200円/件			

※1 但し、その金額に10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

※2 水道料金は、令和元年11月以降の検針分からの適用となっています。

水道の新規加入について・・・

- ◎ 新設、増設、改造などは必ず水道課 水道係へ届出をし、**町指定給水装置工事事業者**へ連絡して下さい。
- ◎ 工事の費用については、皆様のご負担となります。
金額は使用される材料・水道管の口径などによって違います。詳しくは、**町指定給水装置工事事業者**へお尋ね下さい。
- ◎ 公道に埋められた配水管までは町の所有物です。この配水管から分かれた給水装置は、皆様のご負担となります。従って、新設・改造・修理・撤去は、**皆様のご負担**となります。

口 径 別	加 入 金 (税込み)	口 径 別	加 入 金 (税込み)
13mm	55,000円	40mm	330,000円
20mm	77,000円	50mm	550,000円
25mm	143,000円	75mm	1,100,000円
30mm	220,000円		

但し、新規加入・改造による口径変更（口径UPの場合のみ）の際は、審査手数料1,000円と検査手数料2,000円が、別途必要となります。